

第19号議案

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例

芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「の定数」を削り、「とする」を「とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する」に改め、同条第3項中「補欠の委員」を「補欠委員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委員は、再任されることができる。

第16条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市立公民館設置条例第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

参 照 1

芦屋市立公民館設置条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

社会教育法の一部改正に伴い，公民館運営審議会の委員の委嘱又は任命の基準を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 公民館運営審議会の委員は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者，学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。
(第15条関係)

- (2) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成24年4月1日
- (2) 改正後の条例による委員の委嘱又は任命の基準に係る規定は，施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

社会教育法抜粋（平成24年4月1日施行）

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成24年4月1日施行）

社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。